

介護労働評価と家事労働

——再生産労働としての再検討

伊田 久美子

はじめに

- 1 介護保険制度成立期の介護労働の評価をめぐる言説・議論
- 2 介護をめぐる交渉——役割と労働
- 3 介護の社会化をめぐる議論における「労働」
おわりに——再生産労働としての介護

はじめに

介護保険制度はその制定当初より介護労働の評価についての議論と課題を抱えたまま施行されたが、日本における介護の社会化の第一歩としての期待も寄せられていた。しかしその後介護労働の厳しい労働条件は多少なりとも改善されてきた、と言える状況にはなく、ヘルパー当事者たちが起こした画期的な国家賠償請求訴訟⁽¹⁾によって指摘されるように、むしろ制度そのものが存立危機に瀕している。

労働としての介護の低賃金と劣悪な労働条件については、すでに多くの知見が家事労働の低評価との関連を指摘している。本稿は介護保険制度成立期の介護労働をめぐる言説や議論から、家族介護への現金給付問題、および介護報酬における家事援助評価に注目し、介護労働がどのように評価されているかを検討する。また同時期に取り組まれた無償労働の貨幣評価をめぐる言説や議論との関連も併せて分析する。

本稿の構成は以下のとおりである。

第1節で、介護保険制度成立期の介護労働力、家族や女性の変化による在宅介護無償労働力やヘルパーなど在宅介護を支える有償介護労働力をめぐる言説や議論を白書等行政文書、新聞記事、運動団体資料などから概観する。第2節では介護労働をめぐる交渉、とくに介護保険制度設計において問題化してきた家族介護への現金給付問題、および介護報酬における家事援助の位置付けと評価に着目し、同時期に取り組まれた無償労働の貨幣評価との関連も含めて検討する。第3節では介護労働の低評価について、「労働」としての家事労働の低評価との連続性の観点から考察する。おわ

(1) 2019年11月、登録型の訪問介護員（ホームヘルパー）らが訪問介護現場での労働基準法の遵守されていない状態を正すのに厚生労働省が規制権限を行使しないのは違法とする国家賠償請求訴訟を東京地裁に提起した。原告は藤原路加、伊藤みどり、佐藤昌子の3名。2022年11月1日に1審敗訴したが原告は控訴する見通しである。

りに、介護労働の低評価の基盤となる今日の労働概念の特徴としての、再生産労働の低評価を確認し課題を述べる。

1 介護保険制度成立期の介護労働の評価をめぐる言説・議論

従来女性が家庭で行うものとされ、とりわけ1980年代には家族すなわち女性が担うことが推奨され、政策的に誘導されてきた高齢者の介護や育児は、1990年前後から高齢化、少子化の予想を上回るペースでの進行につれて社会問題化し、一転して社会的に取り組むべき重要な課題として議論されるようになった。本節では、介護保険法策定と施行にむけて1980年代末から1990年代に展開した議論を①厚生白書、②新聞記事、③高齢社会問題に取り組む市民運動の資料等によって検討し、介護の社会化の議論において介護の担い手とその労働がどのように論じられてきたかを概観する⁽²⁾。

(1) 厚生白書

予想を上回るスピードで進行した少子化と高齢化に直面して育児、介護の社会化が政策課題となり、1989年に厚生、大蔵、自治三大臣の合意で〈高齢者保健福祉推進十か年戦略〉、通称ゴールドプランが策定された。同年に刊行された「長寿社会における子ども・家庭・地域」という副題を付した平成元年厚生白書は、その冒頭において、本格的な高齢社会の到来に言及するとともに福祉サービスが喫緊の課題であるとして、以下のように述べている。

……国民生活全般をみると、人が生まれ、育ち、働き、老いを迎える生活の基本的な場である家庭の姿や21世紀を担う子どもの問題について、最近、これまでにない変化が生じているのではないかと関心が持たれている。……今後、子どもが健やかに生まれ育ち、高齢者が安心して生きがいを持って暮らせるために、家庭を支援する必要性が高まるとともに、地域の役割が改めて見直されることが必要になってくるものと考えられる（下線筆者、「平成元年厚生白書〈はじめに：2〉」⁽³⁾）。

「これまでにない変化」とは、世帯構成の変化と共働き家庭の増加による、従来主婦が担ってきた無償労働力不足である。白書は、変化の要因は育児世代の共働き化、および介護世代女性のパート労働力化を「女性の社会進出」としつつ「主婦の過大な負担」にも言及している。

中高年の共働き世帯の増加は、老親の介護と就労の両立という新たな課題も生じさせてきている。また、現在の老人介護が大きく家庭の主婦に依存しているため、要介護老人を抱える家

(2) 介護の社会化は1970年代末以降顕在化した福祉国家のラディカルな転換による新たな動向の一つとして登場した。こうした政策転換の女性・ジェンダー課題全般への影響について筆者は一部考察を行ったが（伊田2017）、別の機会にさらなる検討を試みたい。

(3) https://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/kousei/1989/dl/01.pdf。

庭の主婦が過大な負担を強いられている点も問題である (ibid. : 1-1-28) ⁽⁴⁾。

高齢化の進行とともに過重になっていく家族の介護負担の軽減と女性の「社会進出」による介護労働力減少の「穴埋め」は、いずれも家庭で女性が担ってきた無償介護労働の代替労働力を必要とする。高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）の目標は、第1にヘルパー増員をあげ、「平成12年度をめぐりに5万人」とされていた従来目標を「平成11年度までに10万人」に引き上げている。ヘルパー増員問題は当初からの喫緊の課題であった⁽⁵⁾。家庭内での女性の無償労働をあてにしてきた1980年代の「家庭基盤の充実」策の行き詰まりが明示され、無償労働代替としてヘルパー増員が掲げられたのであった。

しかしながら、これに先立つ昭和62年版厚生白書⁽⁶⁾は、すでに介護の「マンパワー」増員の必要性に言及しながら、主婦のボランティアを介護労働の「新しいマンパワー」と位置付けていた。「社会保障の拡充と新しいマンパワー像」として「家庭婦人の社会サービスへの活用」が述べられ（昭和62年版厚生白書：26）、「老人や婦人を中心に……関心が高まりつつある……ボランティアの活用」がそれに続く (ibid. : 28)。1991年4月からは、ホームヘルパー養成を目的とした段階的研修制度が、子育て後の主婦を主な対象として開始されている (杉本2005：27)。社会的介護の担い手として、家族介護を無償で担ってきた女性の、ボランティアを含む安価な「活用」を見込んでいたのである。まさに「家の嫁から社会の嫁へ」(上野2004：22)⁽⁷⁾という発想であった。

(2) 新聞報道

介護の社会化についてはメディアの関心も高く、数多くの新聞記事が書かれたが、その中で、労働としての介護にはどのくらい関心が集まっていたのだろうか？ 本稿では記事内容の詳細分析までを行う余裕がなく、それについては機会を改めたいが、平成元年厚生白書とゴールドプランが作成された1989年度から介護保険制度施行を目前に控えた1999年度までの期間の主要全国紙のキーワード検索による記事ヒット数から全般的記事動向を概観したい⁽⁸⁾。

この時期には新聞報道においても「介護」と「女性の社会進出」の二語を含む記事が多数登場してきた⁽⁹⁾。1989～1999年度の期間に朝日新聞に132本が、読売新聞に165本が登場する。1990年代に展開した介護をめぐる危機的状況とその対策としての介護の社会化に向けて急増した記事において「女性の社会進出」が重要な変数の一つと認識されていたことがわかる。

(4) https://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/kousei/1989/dl/02.pdf。

(5) 「女性の社会進出」の阻害要因としての育児、介護という認識は、世論調査においても明示されている。「女性が長く働き続けるのを困難にしたり、障害になると考えられる」ものとして、最も多い項目は「育児」61.4%、次が「老人や病人の世話」45.3%である（平成1年女性の就業に関する世論調査：Q15）。

(6) https://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/kousei/1987/dl/02.pdf。

(7) 「社会の嫁」は樋口恵子の言として紹介されている（上野2004：22）。

(8) 朝日新聞クロスサーチ（朝日新聞）、ヨミダス歴史館（読売新聞）を用い、1989年4月1日～2000年3月31日の記事を検索対象とした。

(9) 朝日新聞、読売新聞にこの二語を共に含む記事が最初に登場したのは1987年で、翌1988年には毎日新聞にも登場した。

在宅介護を支えるヘルパー問題への関心は高く、同期間に「介護」と「ヘルパー」を共に含む記事は朝日新聞では4,283本、読売新聞では2,325本確認できる。しかし「介護」「ヘルパー」に「待遇」を加えると、朝日93本、読売59本、「待遇」を「労働条件」に変更すると朝日55本、読売41本、と急減する。

高齢者介護は病院で寝たきりの非人間的介護ではなく尊厳ある人間らしい介護が求められるとともに施設介護から在宅介護へのシフトが目指されていた。核家族化と「女性の社会進出」により「含み資産」たるべき女性の無償労働力が枯渇していく中、ヘルパー増員への全般的に高い関心に比べ、ヘルパー自身の介護労働者としての待遇、労働条件についての記事は、相対的には少数にとどまった。もはや家族頼みは行き詰まり、公的介護制度設計への関心が高まる中、介護の担い手不足は懸念されているにもかかわらず、労働としての介護への関心は高かったとは言えない。

一方介護により退職を余儀なくされる人の増加もまた注目されていた。「介護」と「退職」では朝日新聞1,579本、読売新は876本ヒットする。そこに「女性」を加えた記事数は、朝日730本、読売355本があり、相当数の記事が女性の介護による退職に注目していることがわかる。全般に、介護による有償労働からの退職、という労働問題は、ヘルパーなど介護労働者の労働条件以上に問題化していたと言える。

ヘルパーの大幅増員問題に関連する興味深い調査がある。1987年に東京都立労働研究所が実施した調査は「潜在的担い手」として35～65歳の中高年女性が対象とされている。質問項目として「週1-3回。1回2-3時間。時給約600円という条件で老人や病人のいる家庭を訪問し、身の回りの世話や家事のお手伝いをしますか」⁽¹⁰⁾というものがあ、明らかに自ら生計を立てる必要はないとみなされる主婦のパート労働としてヘルパーの仕事を想定している。しかし回答者の82%は「その意志はない」と答え、65%は家族に介護が生じたら外部サービスを利用したいと答えている。記事タイトルは「お年寄り介護、8割がイヤ」というものであった（朝日新聞1987年5月8日）。介護の担い手として期待されていた主婦の多くは、無償の家族介護者としても、有償パートタイマーとしても介護労働をやりたいとは思っていなかった、という結果である。「介護の社会化」は主婦が「新しい担い手」になることを期待して開始された。つまり社会的介護の担い手として想定されていたのは介護「労働者」である以上に「社会の嫁」であった。「家の嫁」が担ってきた無償の家族介護労働が「労働」と定義されてこなかったのと同様に、「社会の嫁」に期待された仕事もまた、多少の支払いは発生するとしても、「主婦」としての役割に期待するものであった。

いよいよ介護保険の施行直前になると、さすがに介護労働の低い待遇はにわかに注目されるようになった。新聞記事のキーワード「介護」「ヘルパー」「労働条件」でのヒット数は、1999～2000年度に急増する。朝日新聞ではそれまでは毎年4～5本程度であったが1999年度は18本、2000年度は17本に、読売新聞も0～4本程度から、1999年度は16本、2000年度は13本に増えてい

(10) 「有償ボランティア」と呼ばれる介護の条件はおおむねこのような水準である。例えば1992年8月31日付朝日新聞にはボランティア当事者の「時給700円、1日2-3時間、多くて週2-3日」という説明が出ている（朝日新聞1992年8月31日「有償の活動を始めた理由 ボランティア活動」）。あくまでもボランティアであり、収入のための労働ではないとされる。新聞記事に介護に関連してこの語が登場するのは読売新聞が1983年、朝日新聞が1984年である。

る。しかし両紙とも 2001 年度以降は 2008 年度⁽¹¹⁾ に来る次のピークまで沈静化していく。

なお、この時期には次項で取り上げる女性当事者団体「高齢社会をよくする女性の会・大阪」によるヘルパー実態調査に加え、日本労働研究機構（当時）のホームヘルパー調査⁽¹²⁾ も実施されている。

(3) 女性当事者団体の動向：「高齢社会をよくする女性の会」の見解

介護者としても被介護者としても当事者の立場から介護の社会化に取り組んできた女性団体である高齢社会をよくする女性の会は介護労働についてどのような見解を示してきただろうか。

1995 年 2 月に朝日カルチャーセンターが開催したフォーラム「公的介護保険をめぐって・厚生省の新介護システムを読む」において「公的介護保険は女性の味方か」と題した報告を行った「高齢社会をよくする女性の会」代表の樋口恵子は報告の中で、「介護は女性の役割ではない」ことを強調している（樋口 1995：62）。「含み資産」とされてきた女性をこのままあてにしていれば家族が崩壊する、と樋口は述べ、介護負担は離婚、非婚の原因にもなりうることを指摘する。介護を現実には担っている女性はすでに「低福祉、高負担」なのだという樋口の見解は当事者の実態をふまえて切実であり説得的である（樋口 1995：68）。しかしながら、ここまでの議論は役割としての介護負担にとどまり、「高負担」を指摘しつつも、「労働」の認識は前景化しない。

高齢社会をよくする女性の会にとって、介護の社会化とは女性に介護負担を強いる性別役割の固定化を解消し、性別にかかわらず社会で担う介護を目指すものであった。それが明確に現れるのは当初から懸案となっていた家族介護への現金給付案に対する見解である。樋口は「高齢社会をよくする女性の会」会員の大方の意見として、家族介護役割の女性への固定化への強い危惧から現金給付案を退けている。給付額によっては女性が働きに出ることを妨げ、役割の固定化につながる恐れがあるというのである（ibid.：71-73）。介護役割の女性への固定化は社会で担う介護の趣旨に反するものである⁽¹³⁾。

ただ、家族介護への現金給付については、当初は迷いがあったと思われる。1995 年総会記念報告会で実施した会員アンケートの結果が会報で報告されているが、現金給付より介護サービスを望む人が 62.8% である一方、「現状では現金給付もやむを得ない」という意見も 44.9% あり「揺れる女性の気持ちを表している」と述べられている（高齢社会をよくする女性の会 1995b：1）。この年の総会では家族介護への現金給付を制度化しているドイツ公的介護保険最新事情報告が行われていた。

樋口はドイツ介護保険制度の生みの親と言われるフォン・マイデルの見解を次のように紹介している。

(11) 大手介護サービス事業者「コムスン」の不正事件（いわゆる「コムスン問題」）の発覚を受け、2008 年介護保険法改正は問題の再発防止と法令遵守など注目を集めた。

(12) 日本労働研究機構（1999）、および同（2003）。

(13) 樋口は性別役割の固定化だけでなく、世帯主義によって実際に介護する人にもされる人にも給付された現金が届かない可能性を指摘しているが（樋口 1995：72）、近年のコロナ特別給付金の世帯主受給問題を思えば、これは現実に起こりうる事態であり説得力がある。

介護の労働が支払われずタダ働き、かつ介護者が病気で倒れたり、ケガをしたりしても自分の医療保険や労災が適用されず、かつ年金にもつながらない。それは二重三重にスキャンダラスな事実だ（樋口 1995：73）。

ドイツの現金給付制度は家族や友人などによる介護が労働と定義され、医療保険や労災の対象となる制度であり、家族だけでなく友人なども含め、要介護者が依頼した介護者が対象となる。また現金給付と介護サービス利用は併用も可能であり、排他的な二者択一ではない。樋口は現金給付についての日独の反応の違いの背景として、以下のように述べる。

ドイツをはじめヨーロッパの女性学研究者の中では、二十一世紀の経済のパラダイム・シフトの軸になるほど、女性の無償労働に関する議論が高まっています。そのドイツの発想と日本の土壌では、だいぶ違うような気もしますが、この問題について、女性の気持ちは大いに刺激され揺れ動くことを指摘し、女性の中でさらに大いに議論を深める必要を感じています（ibid.：76）。

1995年に北京で開催された第4回世界女性会議では無償労働の評価は「女性と経済」の中でも重要課題として焦点化し、その後日本でも経済企画庁が試算に取り組んだ。しかし「専業主婦の評価」というミスリーディングな報道が続いたこともあり（竹中 1998：35）、無償労働の評価は性別役割の固定化につながるのではないかという懸念は払拭されてはいなかった⁽¹⁴⁾。

「高齢社会をよくする女性の会」は、結局現金給付案を退け、主にケアサービスの「現物給付」によって女性に偏る負担を軽減することを目指した。厚生省宛要望書には「只働きを解消する」必要性とともに、女性の介護役割の固定化と家族介護の密室化への懸念が述べられている（高齢社会をよくする女性の会 1995a：30）。

しかし「現物給付」の実態は劣悪な労働条件のヘルパーという有償介護労働者によって供給されるサービスの提供であり、その大部分は女性によって担われている。「嫁」という立場の無償介護者は大幅に減少し、配偶者間の老老介護を中心に男性も否応なく介護に巻き込まれてきたが、訪問介護員（ヘルパー）は今も 85.3% が女性であり、年齢階層は 40代から 50代の中高年が多くを占めている（介護労働安定センター 2022：83）⁽¹⁵⁾。ヘルパーという有償労働者の労働条件はまぎれもない労働問題である。

古橋は 1996年段階での高齢者介護に関する審議会・研究会・団体など 16団体の意見のポイントを一覧にまとめているが、労働に関しては、女性の就労への配慮や介護休業への言及は連合と経済審議会の 2団体、介護の担い手の確保をあげている団体は社会保障制度審議会のみで、この時点で

(14) これは新しい議論ではなく、1960年代の主婦論争、1970年代の欧米の家事労働論争などで繰り返された議論であり、必ずしも樋口のいうような「日本の土壌」とは言えない。

(15) 訪問介護員の年齢階層は 40歳代以上が主力であり、40～45歳：12.7%、45～50歳：13.6%、50～55歳：14.0%、55～60歳：12.3%、60～65歳：8.9%である。65歳以上が 7.9%もいることにも留意したい。http://www.kaigo-center.or.jp/report/pdf/2022r01_chousa_jigyousho_kekka.pdf。

介護労働者の待遇改善は「意見のポイント」としてはどの団体からも出ていなかった（古橋 1996：24-25）。

しかし介護労働の調査をいち早く実施したのは「高齢社会をよくする女性の会」の連携団体である「高齢社会をよくする女性の会・大阪」であった。「高齢社会をよくする女性の会・大阪」は分科会「介護労働研究会」を設置し、1997年、1998年にホームヘルパー就労実態調査を実施した。この調査は、家族介護者としての介護体験を持つ会員およびホームヘルパーとして働いている会員によって「介護の担い手の働く条件の向上と、受け手側の福祉の向上との調和ないし両立を可能とするシステムを模索すること」を目的として実施された（高齢社会をよくする女性の会・大阪 1999）。ヘルパーを対象とした1997年調査、および事業主を対象とした1998年調査の結果から、不安定な労働条件への危惧と不満、介護保険制度案での家事援助と身体介護の2.6倍にも及ぶ介護報酬格差への疑問、労働の評価への懸念、登録ヘルパーの有償ボランティアという働き方への疑問と労働者としての人権を守る働き方の確立、職務の性質上6時間をフルタイムとすべきという労働時間の要求、家事援助と身体介護を分離しないこと等を提言している（小松 2000：3-6）。

介護保険施行を前に、労働としての介護を調査し課題を指摘するこの大阪の取り組みは画期的であったと言える。しかしこれは介護をめぐる交渉を性別役割の解消だけでなく介護労働をめぐる場へと展開させていくには至らなかった。「高齢社会をよくする女性の会」は、現金給付は女性の介護役割を固定化しかねないとして反対し、家族の無償労働軽減のために現物給付の充実を主張した。その現物給付充実のためにも人権を最優先する介護のためにも、ヘルパーの労働条件と待遇の改善は必須の課題であったはずだが、交渉は主に役割をめぐる展開され、労働が十分に焦点化することがなかったように見える。

次節では介護をめぐる交渉の構図がどのように構築され展開したのかを検討する。

2 介護をめぐる交渉——役割と労働

1990年代の議論において、有償無償の介護労働力不足という根本的な課題は、「高齢社会をよくする女性の会・大阪」の調査のような一部の動きを除いて、さほど焦点化することはなかった。「高齢社会をよくする女性の会」は、当初若干の迷いも見せたものの、「女性の介護役割を固定化させかねない」ものとして家族介護への現金給付には反対し、「現物支給」すなわち「介護サービス」の質量と条件をめぐる交渉を展開した。これは家族介護における無償介護負担の軽減・代替をめぐる交渉であるとともに、介護の受け手としての立場からも、介護役割・責任の家族から社会への移行を推進しようとする交渉であった。

これは一見すると、性別役割克服の交渉であるだけでなく、家族介護労働の市場介護労働への転換、つまり無償労働の有償化という「労働」についての交渉の進展であるようにも見え、そのような認識も示されている（上野 2011：014）。しかしヘルパー労働の実態は自分で生計を維持する必要のない者でなければ不可能な労働条件で、しかも惜しめない奉仕を当然のごとくに要求される「愛の労働」（春日 2001：35）に適性があるとして、中高年の主婦を想定していた。介護の担い手は女性、というジェンダー規範としての性別役割は盤石に維持されていたのである。

（1）「労働」を隠す「役割」

性別役割は「労働」としての待遇を切り下げるために動員される。ビーチはイギリスの女性労働について次のように述べている。

……公共部門での家事的労働や多くの無資格の介護労働は、女性の家庭的役割を模写するようなやり方で作り上げられてきたのである。家族重視イデオロギーは、このような方法で職務を作り上げる過程で重要な役割を演じている。……家族重視イデオロギーは、まったくもって性別分業を基礎としており、労働力における女性の地位を、家族内の女性の地位の自然な拡張であると見せているのである（Beechey 1987=1993：198）。

先に言及した1987年の東京都の調査結果が示すように、「社会の嫁」役割を積極的に引き受けようとする女性はすでに多くはなかったことは重要である。三世代同居からの離脱、核家族化、離婚の増加、そして「社会進出」による有償労働者化は、女性たちがもはや世帯の利害に自らの利害を重ねる「妻」あるいは「嫁」として自己定義しきれない主体の変化を起こしつつあったことを示唆している。

一方、ヘルパーの待遇を「役場なみ」にしたらヘルパー数は急増し24時間対応のヘルパー派遣が可能になったという、有名な秋田県鷹巣町の事例がある（大熊2010a：118）。その後の事業継続の困難についてはここでは立ち入らないが、少なくとも、労働者としてまともに待遇されるのであれば介護の担い手は増え、担い手も介護の受け手も満足できる質の高い介護サービスを提供できる、ということはこの事例は体現している⁽¹⁶⁾。

介護保険制度成立過程における介護の社会化推進の交渉を、労働条件の交渉として検討するならば、重要な論点の一つは家族介護への現金給付問題であり、もう一つは家事援助の介護報酬問題である。この二つは家事労働の有償化とみることでできるもので、前者は家族無償介護労働への直接の支払い、後者は有償介護労働の評価水準の問題であるとともに、家族無償介護労働への間接的な支払いとして検討しうる。繰り返すが、いずれの労働も担い手不足が深刻であり、本来なら労働者は強い交渉力を発揮できるはずなのである。なお介護サービスは介護保険制度による準市場で取引されるので報酬は公定価格であって、労働力の需要の高騰によって上昇することはないが、公定価格を低水準にとどめておく構造を問題にしなくてはならない。

このような労働条件としての観点から、家族介護への現金給付、および家事援助の介護報酬やサービス利用条件を検討する。

(16) これは福祉職についての事例であるが、全国に募集をかける明石市に良い人材が引き抜かれる、との他の自治体からの抗議に対して泉明石市長はツイッターで次のように答えている。「[全国平均の倍以上の給料を出すなんて間違っている]とお怒りでしたが、明石市は“正規職員”として募集しただけ。「福祉職を半額以下の“非正規”で雇用していることが間違っているのだ」と言い返しました」（2022年9月23日）。https://twitter.com/izumi_akashi/status/1573153489701974016。

(2) 家族介護への現金給付

第1節で述べたように、家族介護への現金給付は、制度設計時に参照したドイツ介護保険制度で実践されていることもあり、初期の段階ではそれなりに検討されていた。行政サイドは、おそらく当初は在宅介護において決定的に重要なヘルパーの不足が回避できない状況をふまえて、家族介護への給付を提案したのではないと思われる。それは1995年に実施された「高齢者介護に関する世論調査」に現金給付についての質問が設定されていることにも示されている(Q18)。回答は、支給反対27.7%に対し、賛成派58.2%であり、支給支持が多数を占めていた(厚生省1995)。

支給反対の理由として最も多かったのは「介護を家族が行うのは当然で、これを金銭で評価することは不適切である」の11.9%、つづいて「現金支給をしても、家族がしっかり介護するとは限らない」が6%で、「現金支給をすると、家族の介護が中心となり、かえって家族を介護にしばりつけるおそれがある」は「現金支給をすると、家族関係に金銭が絡み、ぎくしゃくすることも考えられる」と同じく4.9%にとどまった。

支給賛成の理由は「仕事を休職して介護にあたっている家族に対し、休職で失われた収入の一部を補う必要がある」が最も多く19.5%、つづいて「懸命に介護している家族の労苦に報いる必要がある」15.9%、「家族が介護している場合に、現金支給をしないと、外部のサービスを利用している場合と比べて不公平だ」13.0%、「家族の介護も、外部のサービスと同様に、労働として評価し、金銭的な報酬を支払うべきである」9.8%、という結果であった。

この結果から、介護を労働とみる認識は1995年時点ですでに人々の間にかなり広まっていたことがわかる。介護を家族の役割とする意見についても「介護の労苦に報いる」という慰労金としての給付の支持はそれなりに多いが、家族による無償の介護を当然とする意見は10%強にとどまっている。1997年に総理府が実施した「男女共同参画に関する世論調査」では、75%が家庭内の無償労働を社会的に評価すべき、と答え、とくに介護については83%に及んでいた(竹中1998:29-30)。

介護保険施行を目前にした1999年、この労働としての評価を含む現金給付の意味を一変させる動きが生じた。当時自民政調会長であり政策立案に影響力を持っていた亀井静香が、1997年に成立した介護保険法では導入されなかった家族介護への現金給付を再提案したのである。亀井の主張は労働の対価としての現金給付ではもちろんなく「子が親を介護する日本の美風」に対する慰労金の位置付けであった。亀井の主張は現金給付に「性別役割を維持しようとする家族主義の保守派」の主張、という意味付けをすることになり、「性別役割解消をめざすジェンダー平等推進派」の主張する現物給付との対立構図を作り出した。

本来両者は別にトレード・オフではまったくなく、実際ドイツの制度では併用も可能である。日本でも現金給付をめぐるのは「八つ巴」(大熊2010b:80)と呼ばれるほどに多様な議論がなされていた。1994年の厚生省高齢者介護対策本部事務局資料では、現金給付は「介護者の慰労・家庭介護の奨励」「介護者の休業補償」「介護者の労働対価」「要介護者の慰労」「現物給付の受給者との均衡」の五つの趣旨から検討された(ibid.:82-83)。だが、厚生省は早い段階で現金給付は行わ

ない方針を出していたという（ibid.：80-81）⁽¹⁷⁾。

しかし強い影響力を発揮できる政治家の立場からの「大きな声」での「伝統的」家族規範に基づく現金給付の主張によって、「伝統的」家族介護奨励の現金給付か、性別役割解消の現物給付か、という二項対立が交渉の構図として決定的に強化され、性別役割解消の立場からは強い危惧と動揺が起こった。その様子は亀井の発言を「カメ風」と名付けた大熊の解説に詳しい（大熊 2010b：273-274）。

ドイツの介護保険の現金給付は家族だけではなく友人なども含めて要介護者が依頼する介護者は社会保険や労災などの対象となり、労働者としての保障が受けられる制度である。鷹巣町の介護職員の場合も当初は公務員並みの待遇の常勤職員が大部分を占めていた。家族であれ「外部」のサービス提供者であれ、労働は労働として待遇する、という世論調査の結果にも見出せる視点は、制度設計交渉においては「伝統的美風による家族の貢献に対する慰労」か「家族の負担軽減による性別役割解消」か、という二者択一の対立構造の間で抜け落ちたと言わざるをえない⁽¹⁸⁾。この家族無償介護の労働としての評価の欠如は、有償介護労働の女性化と劣悪な待遇を固定化したとも考えられる⁽¹⁹⁾。この問題は有償介護労働において「身体介護」から区別された「家事援助」の低い評価にも連続していると思われるのである。

（3） 家事援助の低い評価と度重なる切り下げ

訪問介護サービスの中でも、とりわけ生活援助サービスは、高齢者介護の責任分担をめぐる家族と社会サービスの線引き問題の最大の争点となってきた（藤崎 2009：42）。介護保険制度の開始時に介護サービスは「身体介護」と「家事援助」に分割され、家事援助の介護報酬は身体介護の半分以下にとどめられた。しかし訪問介護業務において両者を分けることが現実には困難であることから「複合型」とされる中間的区分が設けられ、介護報酬も身体介護と家事援助の中間ぐらいに定められた。2003年の見直しにおいて「家事援助」は「生活援助」に名称変更され「複合型」は廃止された。その後一貫して生活援助サービスは抑制が図られてきた（ibid.：45、三原 2021a：8）。藤崎は、介護保険制度開始後10年を振り返ると「介護の社会化」の理念はすでに形骸化し「介護の再家族化」というべき状況に至っている、と述べている（ibid.：42）。

さらに2012年の改訂では、生活援助の時間区分が60分から45分に短縮され、報酬も切り下げられた。2015年には4%の大幅な引き下げがあり、2021年度にはコロナ禍を考慮したとして少しアップしたものの（基本報酬が1ポイントのみ上昇）、生活援助は訪問介護事業から切り離され「介護予防・日常生活支援総合事業」に組み込まれる見通しとなった。従来行政サイドでは「生活援助」は不要であるとの主張は強く、利用頻度にも上限が設けられ、2018年度にケアプランの届出が義務付けられ、ケアマネージャーに利用頻度が高いケースの報告が課される場合もあるとされ

(17) 大蔵省主計局の強い反対があったとも示唆されている（大熊 2010b：80-81）。

(18) 和田隆夫は「性別役割の解消か、現に担われている労働をどう保護するか」という構図を指摘した上で、ドイツ介護保険法を参照し、家族介護者の労働者としての保障の必要を述べている（和田 1999：98）。

(19) 現金給付の再検討を示唆する文献は近年増加している。森山（2017）、森川・金（2018）、森（2020）、三原（2021b）、Arksey & Kemp（2008）も参照されたい。

た。これは生活援助の利用抑制を主張する財政当局の意向であるという（三原 2020：5）。家事労働をまったく行わない介護は現実にはありえないことは当初から多くの介護関係者が指摘していた。しかしこの経緯からは、家事を「報酬を支払うべき労働」とは決して認めない、という政策サイドの強い信念がうかがえるのである。

家事援助抑制もまた亀井静香の意向に端を発している。亀井は介護保険施行のまさに直前であった2000年1月に、同居家族がいる場合は訪問介護を保険給付の対象外にすべきだと発言した（増田 2003：190）。これはさすがに介護保険制度の趣旨に反するとして厚生省は、家族の介護負担を軽減するため必要なサービスを行うという基本理念に何ら変わりはない、との文書を発している（藤崎 2009：43-44）。しかし2004年に開始された「介護給付適正化推進運動」はつねに生活援助サービスを標的にしてきた。厚生省は介護保険制度がスタートした2000年に都道府県への通知によって「家族の利便に供する行為または家族が行うことが適当であると判断される行為」を受給権の濫用とし、サービスの規制や自粛を呼びかけている（ibid.：46-47）。実際2005年から2008年の3年間に、訪問介護利用回数は生活援助については38%も減少した（ibid.：54）。

「介護の社会化」とは家族の過重な負担の軽減であったはずであるが、生活援助抑制の結果、家族介護負担は重くなっている。このことは、5万人前後で推移していた介護離職者数が2013年には10万人近くに増加し、その後は高止まり状態が続いている状況にも現れている。2015年には政府は「介護離職者ゼロ」との目標を出し、埼玉県では2020年に「ケアラー支援条例」が成立した⁽²⁰⁾。育児と介護のダブルケアも問題化している。三原は介護離職とダブルケアのいずれも女性に顕著に起きていることを指摘し、そもそも「社会保険方式のように雇用ないし職歴に基礎を置いて資格付与を行うシステムでは、暗黙のうちに一家の稼ぎ手である男性が有利になる」（Esping-Andersen 1999=2000：85）という重要な指摘を見逃すわけにはいかない、と述べる（三原 2021b：1-3）。近年「ヤングケアラー」が社会問題化しているが、介護保険の目的であった家族負担の軽減がもはや機能していないことの結果の一つと言えるだろう。

家族介護労働への現金給付が導入されなかったことと、訪問介護における生活（家事）援助の、もともと低く抑えられた介護報酬がさらに切り下げられ、その使用頻度が抑制されてきたことには、「家事労働には支払わない」という「原則」が共通している。介護の社会化は有償無償の介護労働の不足によって、その実現が目指されたはずである。しかし不足していたにもかかわらず、労働としての、すなわち賃金報酬、労働時間、労働者としての身分保障のいずれも十分な交渉はできなかった。家族介護者には現金給付も社会保障もなく、介護負担を減らすサービスの現物給付も削減され、有償介護労働者もまた、多くはあまりに不十分で劣悪な労働条件に置かれているのである。

「労働」としての介護の条件は、なぜ性別役割解消論の背後に退いて、十分に交渉の俎上に載らなかったのだろうか。次節では性別役割解消を目指す議論において「労働」がどのように論じられたかを考えたい。

(20) 条例におけるケアラーの定義は高齢者介護に限らず「高齢、身体上または精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者」と定義されている（三原 2021b：3）。

3 介護の社会化をめぐる議論における「労働」

本節では、介護の社会化をめぐる議論において、どのような「労働」が重視されていたかを「女性の社会進出」、および無償労働の貨幣評価から検討し、家事労働との連続による介護労働の低評価について考えたい。

(1) 「男性稼ぎ主」の労働と「女性の社会進出」

介護の社会化の議論には労働をめぐる認識の無言の共通基盤がある。それは「世帯の稼ぎ手としての男性の有償労働」を大前提としていることである。これはあまりに自明の前提であり、「これからは男性も巻き込まれることを覚悟せよ」という樋口の警告（樋口 1995：63-64）を除いては言及されなかった。それだけに家族介護者の男性が増え、介護離職リスクが男性に及べば重く受け止められる。一方介護労働の担い手として有償ボランティアのような労働の提供を期待された主婦が、生計が立てられるかどうかを一切心配されなかったのは「稼ぎ手」である夫の存在が当然の前提だからである。介護の社会化の議論は「家の嫁＝主婦」としての女性の無償の介護がもはや期待できないという状況認識から始まったのに、その代替要員を「主婦」に求めようとする矛盾した方針には呆れる他はない。

次に重視されるのは第1節で検索のキーワードとした「女性の社会進出」である。性別役割解消を進めるには有償労働への就業は不可欠であり、亀井の「美風」発言も「女性の社会進出」を公然と否定してはいない。「女性の社会進出」はもはや止められない変化であるという認識に加えて、せつかく働いている女性が介護のために退職せざるをえない状況に追い込まれることは女性の貧困をさらに悪化させる深刻な社会問題であり、有償労働の継続は重要課題であるとの認識も広く共有されていた。樋口は有償労働における格差の結果「女性が総じて貧困である」ことを指摘し、「保険料とるなら職をくれ」と、女性の経済的地位の改善を訴えている（樋口 1995:69）⁽²¹⁾。今日日本社会においては有償労働への就労とその条件は女性の経済状況の改善には必須であり、そのためには性別役割解消は不可欠である。女性だけが家族としての無償の介護を役割として担いながら家庭外で働くことは不条理な過重負担を女性だけに負わせることになる。現物給付としての介護の社会化は女性の有償労働を支えるものでもあり、女性の有償労働もまた無償の介護労働に優先して重視されていたと言える。

(2) 無償労働の貨幣評価と家事労働の低評価

「家事は労働である」という認識もまた有償労働の視点から説明されてきた。上野千鶴子は1995年に書かれた論考において、1985年の国勢調査の際に、調査票が専業主婦を「少しも仕事をしな

(21) 樋口は「介護専門職を含めて」と述べ、介護労働者の条件を含めての要求であることに注意を向けている（樋口 1995：69）。当たり前の主張であるが、敢えて言及しているのは、女性の就労を論じるときに介護労働者の問題が忘れられがちであることに留意していたのではないかと思える。

い」とする分類への苦情の投書から家事についての人々の認識の変化を指摘し、既婚女性の「職場進出」が家事時間の機会費用上昇をもたらしたことが背景にある、と述べる（上野 1995：90-93）。竹中恵美子は介護問題を論じる論考において、アンペイドワークの社会問題化の背景には「労働力の女性化」がある、と述べる。アンペイドの家事労働を担いながら有償労働に参加し、二重の労働を背負っていることが、市場における労働者としての女性の二流の地位を決定付けることになる、と竹中は論じている（竹中 1998：16-17）。

上野と竹中の説明に共通するのは、有償労働への女性の参加の拡大によって無償で担う家事を「労働」とする認識が広がったという指摘である。それはこの同じ時期に取り組みられた家事労働に代表される無償労働の評価方法にも共通する視点である。

1995年に北京で開催された第4回世界女性会議後、日本でも無償労働の貨幣評価への取り組みが開始され、1997年に最初の試算が報告された（経済企画庁経済研究所国民経済計算部 1997）。労働時間の投入量に基づいて複数の方法により貨幣評価、すなわち市場労働の基準で無償労働を評価し、その経済規模や担い手の偏りを明らかにする。多くの国と同様に日本でも有償労働は圧倒的に男性に、無償労働は女性に偏り、その結果所得の大半は男性に配分され、男女間の経済格差は深刻であることが示されている。

採用された評価方法は機会費用法（OC法）、代替費用法（RC-S法、RC-G法）の三つで、そのいずれもが、貨幣評価だから当然ではあるが、市場労働を基準とする評価方法である。男女の経済格差を解消しようとするれば、優先されるのは市場における有償労働であり「女性の社会進出」である。育児介護休暇も有償労働継続を支える制度である。介護が有償労働を阻害しないように、介護の社会化が進められてきたのである。有償介護労働は家庭責任と呼ばれる無償の「役割」を代替する労働である。男性稼ぎ手の労働を別にすれば、優先的労働は「社会進出」した女性の有償労働であり、介護労働はたとえ有償であっても、その「下支え」とも言うべき労働なのである。

介護労働の低い評価の要因として家事労働との関連を指摘する文献は多い。とくに介護保険制度がホームヘルプ労働の機能を身体介護と生活（家事）援助に分離し、生活（家事）援助の評価を低く位置付けていることについて、新村は「根本的には家事労働の軽視がある」と述べる（新村 2001：91-92）。笹谷はホームヘルプ労働について「介護」「家事」「人間関係調整・相談」をホームヘルプ労働の三本柱とし、ホームヘルプ労働の「社会的評価の向上」に向けて「専門性の確立」が求められる中、「メディカルケア重視の介護の専門性議論およびケア・マネジメントに特化した相談業務の専門性議論は、この三本柱を分離し、その中で家事を低く位置付けたままにしているのが特徴である」と述べる（笹谷 2000：177）。当初から懸念されていたように「介護保険は、家事労働を「社会の嫁」の仕事に再編成した側面さえあるのではないだろうか」との指摘もある（浦井 2003：71）。また内藤は「他者のケア」が労働ではなく「役割」として遂行されることがケアの担い手の主体の空洞化をもたらすリスクを指摘している（内藤 2008：131-132）。

家事労働に対する低い評価はヘルパー自身にも内面化されていたりもする。岡村はヘルパーが「自らの社会的地位の低さを「家政婦に間違えられる」と表現することがある」と述べ「家政婦とはちがう」という表現の背景にある差別的な構造を指摘する（岡村 2003：1）。同様の言説はヘル

パーの意識調査には必ずと言っていいほど登場する。先に述べた「高齢社会をよくする女性の会・大阪」の調査にも「10年前に比べれば社会的地位に変化があるが、まだヘルパー＝お手伝いとみられる」という声がある（小松 2000：4）。民間ヘルパー組織の室長の「家事だけ漫然とやっていると、ただのおばさんになってしまうよ、とヘルパーたちに言っている」という発言を笹谷は紹介している（笹谷 2000：194）。一方、18年間ヘルパーとして働き全国介護福祉士・介護福祉研究会会長を務めていた井上千津子は、「高齢社会をよくする女性の会・大阪」が1994年に開催したシンポジウム『『社会的介護とは何か』介護の現場から』において、「在宅介護の基本は家事援助にある」と述べる。そして家事援助は生活の内面を見る仕事で、専門性はそこにある、とし、介護とは生活行為の連続であり、自分で食べたい、自分で排泄に行きたいという人の家事機能をどこまで拡大し維持するかに専門性はある、と指摘する（竹中監修 1998：133）。家事労働をどのように評価するかによって、介護労働の評価は異なってくるのである。

介護保険制度における「生活（家事）援助」の低い評価は、家事労働を「女ならだれでもできる」（大熊 2010a：118）役割の遂行であり非専門的労働であるとする低評価をそのまま反映していると言える。介護労働の評価を上げるための「専門性」は、非専門的とみなされる生活援助＝家事労働からの身体介護の差別化によって主張され、構築されようとしてきた。しかし「ヘルパーが社会の中で尊敬される仕事となる」（大熊 2010b：45）には、「女ならだれでもできる役割の遂行」とみなされてきた無償の家事労働が真に人間的な労働として評価されることこそが不可欠の条件なのではないだろうか。

おわりに——再生産労働としての介護

介護労働の低評価は家事労働の低評価の延長上にあることは、多くの知見によって支持されている。家事労働の評価をめぐる近年の議論として、無償労働の貨幣評価に先立って登場した1970年代のマルクス主義フェミニズムによる家事労働論を再考したい。その後のグローバルな産業構造の変化と労働力の女性化の進行、アンペイド・ワーク論と無償労働の貨幣評価、ジェンダー主流化等の取り組みを経てなお盤石に受け継がれてきたのは、生命過程を支える有償無償の労働を劣位におく労働概念であり、この労働がジェンダー・人種・階級において劣位に置かれた者に担われていることはその帰結であると言える。

ここでは一つだけその特徴についての見解を述べたい。マルクス主義フェミニストたちはこの労働を「再生産労働」と呼んだ。再生産労働は実態としては無償労働と大きく重なりはするが、異なる概念である。介護労働は以前から有償労働としても担われてきた再生産労働である。再生産 reproduction は生殖の意味を持ち、生命そのものの再生産をも意味する。その多くが無償、あるいは支払われても十分には支払われないアンダーペイド労働であるのは、生命の維持と再生産自体が従来の労働観からみれば「労働」としての評価が低いからである。この労働は生命過程に寄り添い支える労働であり、何かしらの成果や業績、目標達成を目指す労働ではない。日常生活において生命をつなぎ、できればなるべく無事に、快適に、喜びをもって共に過ごせるように配慮しながら、

日々繰り返される、「過程」に資する労働である⁽²²⁾。

1970年代初期の家事労働賃金要求運動で知られるダラ・コスタは次のように述べる。

私たちは食堂も保育所も洗濯機も皿洗機もあればいいと思う。しかし私たちは好きな時に少数の人たちと食事をしたり、好きな時に好きな場所で子どもや老人や病人といっしょに過ごしたりする時間をもちたいのである。「過ごす時間を持つ」とは、働く時間を減らすということである (Dalla Costa 1972: 58)。

後年ダラ・コスタは70年代の運動を振り返り「70年代のフェミニズム運動は、その当初から、それまで自明のものとされてきた生産の再生産に対する優位的関係を再生産優位に逆転させようと主張してきた」(Dalla Costa 1993=1995: 22)と述べている。

介護の担い手不足の危機意識の高まりの中で成立・施行された介護保険制度において有償介護労働の評価を高めるには、無償労働を含めた再生産労働の評価をめぐる交渉が必要なのではないだろうか。私たちは否応なく市場社会に生きている以上、介護を含む家事労働を「社会の中で尊敬される仕事」としていくためにも、家族の無償介護労働の担い手の労働者として処遇もふくめ再度交渉の俎上に載せる必要があるのではないだろうか。

介護労働については「自分は受けたいが、自分からやりたくはない労働」であるという見解もある(上野 2011: 435)。しかし毎年実施される介護労働者の意識調査の結果は、低賃金や人手不足への不満は当然ながら多いが、仕事内容についてはやりがいを感じているという回答が少なくないのである(介護労働安定センター 2022)⁽²³⁾。ヘルパー訴訟原告の一人である伊藤みどりは、ヘルパーの仕事は今まで経験してきた他のどの仕事よりも「面白い」と述べている⁽²⁴⁾。

ヒメルヴァイトは製造業の労働をモデルとした今日の労働概念を適用する無償労働の貨幣評価に疑問を投げ、「ケア」を基本とする労働概念への転換を提案した(Himmelweit 1995, 2000)。「ケア」と「再生産」は必ずしも同義ではないが、ヒメルヴァイトの議論は労働概念の転換という共通の方向を目指すものであると言える。介護労働の評価を含む社会的介護をめぐる交渉は、労働概念の人間的転換への起爆剤となりうる可能性に開かれた課題であると言えるだろう。

(いだ・くみこ 大阪府立大学名誉教授)

【参考文献】

Arksey, Hillary & Kemp, A. Peter. 2008. *Dimensions of Choice: A narrative review of cash-for-care*

(22) この滞りなく遂行されることが常態とされる労働は、近年のコロナ禍でその遂行の困難に直面して「エッセンシャルワーク」と呼ばれ焦点化した。

(23) 令和3年度「介護労働実態調査」によれば、訪問介護員の仕事の満足度については「仕事の内容・やりがい」が55.1%を占めている。今の仕事や職場に対する考え方については、訪問系の回答は、「利用者の援助・支援や生活改善につながる」48.1%「専門性が発揮できる」39.5%「仕事を楽しみ」30.7%である。http://www.kaigo-center.or.jp/report/pdf/2022r01_chousa_cw_kekka.pdf: 47-48

(24) フォーラム労働・社会政策・ジェンダー主催で2021年6月11日に開催された「ケア労働とジェンダー」第1回講演での発言。

- schemes. Social Policy Research Unit, University of York.
- Beechey, Veronica. 1987. *Unequal Work*. Verso. [ヴェロニカ・ビーチ（1993）高島道枝・安川悦子訳『現代フェミニズムと労働』中央大学出版部]
- Dalla Costa Mariarosa. 1972. *Potere femminile e sovversione sociale*. Marsilio Editori.
- Dalla Costa Mariarosa. 1993. Introduzione. Dalla Costa Mariarosa & Giovanna Franca Dalla Costa (eds.) *Donne e politiche del debito*. FrancoAngeli. 7-25. [マリアローザ・ダラ・コスタ, ジョヴァンナ・フランカ・ダラ・コスタ（編著）（1995）伊田久美子監訳『約束された発展？——国際債務政策と第3世界の女たち』インパクト出版会]
- Esping-Andersen, Gosta. 1999. *Social Foundations of Postindustrial Economics*, Oxford University Press. [エスピン＝アンデルセン（2000）渡辺雅男・渡辺景子訳『ポスト工業経済の社会的基礎』桜井書店]
- 藤崎宏子（2009）「介護保険制度と介護の「社会化」「再家族化」」『福祉社会学研究』福祉社会学会, 6: 41-57
- 古橋エツ子（1996）「「公的介護保険」をめぐるって」『女性と労働 21: 働く女性のトータル情報』フォーラム・「女性と労働 21」, Vol.4, No.16: 16-26
- 樋口恵子（1995）「公的介護保険は女性の味方か」岡本祐三監修『公的介護保険のすべて』朝日カルチャーセンター, 59-76
- Himmelweit, Susan. 1995. The discovery of “unpaid work”: the social consequences of the expansion of “work”. *Feminist Economics* 1 (2), 1-19.
- Himmelweit, Susan (ed.). 2000. *Inside the Household: From Labour to Care*. Palgrave MacMillan.
- 伊田久美子（2017）「新自由主義とフェミニズム——女性主体の視点から」『ジェンダー研究 20 号』お茶の水女子大学ジェンダー研究所, No.20: 35-43
- 介護労働安定センター（2022）「令和 3 年介護労働実態調査 介護労働者の就業実態と就業意識調査結果報告書」http://www.kaigo-center.or.jp/report/pdf/2022r01_chousa_cw_kekka.pdf
- 春日キスヨ（2001）『介護問題の社会学』岩波書店
- 経済企画庁経済研究所国民経済計算部（1997）『あなたの家事の値段はおいくらですか——無償労働の貨幣評価についての報告』東京官書普及
- 高齢社会をよくする女性の会（1995a）「あらたな公的介護システムに関する要望書」『女性労働』婦人労働研究会, No.20: 27-30
- 高齢社会をよくする女性の会（1995b）『高齢社会をよくする女性の会会報』臨時増刊号
- 高齢社会をよくする女性の会・大阪（1999）『明日に向かって扉を叩くホームヘルパー 高齢社会をよくする女性の会・大阪「介護問題研究会」活動報告書』
- 厚生省（1987）『厚生白書（昭和 62 年版）』https://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/kousei/1987/
- 厚生省（1989）『厚生白書（平成元年版）』https://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/kousei/1989/
- 厚生省（1995）『平成 7 年高齢者介護に関する世論調査』<https://survey.gov-online.go.jp/h07/H07-09-07-07.html>
- 小松満貴子（1998）「高齢女性と労働」竹中恵美子監修『共倒れから共立ち社会へ——前進させよう介護の社会化』明石書店, 37-57
- 小松満貴子（2000）「ホームヘルパー就労実態調査からみた在宅介護労働の現状と課題」『女性教養』日本女子社会教育会, No.568: 3-6
- 増田雅暢（1995）「新しい高齢者介護システムについて」『女性労働』婦人労働研究会, No.20: 4-14
- 増田雅暢（2003）『介護保険見直しの争点——政策過程からみえる今後の課題』法律文化社
- 三原岳（2020）「20 年を迎えた介護保険の再考（4）ケアマネジメント」ニッセイ基礎研究所, <https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=64848?site=nli>
- 三原岳（2021a）「20 年を迎えた介護保険の再考（20）人材確保問題」ニッセイ基礎研究所, <https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=66827?site=nli>
- 三原岳（2021b）「20 年を迎えた介護保険の再考（21）ケアラー支援」ニッセイ基礎研究所, <https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=66828?site=nli>

nli-research.co.jp/report/detail/id=66986?site=nli

- 森周子 (2020) 「介護手当と家族介護——ドイツの動向から考える」『日本労働研究雑誌』 独立行政法人労働政策研究・研修機構, No.719 : 27-37
- 森川美絵・金智美 (2018) 「ケアの市場化に伴うケアワークの規制——日韓の介護保険制度における家族介護労働への支払いからの示唆」『社会政策』 社会政策学会, 10 (2) : 117-128
- 森山治 (2017) 「家族介護制度についての一考察」『実践と研究』 一般社団法人石川県社会福祉士会, 16 : 1-11
- 内藤和美 (2008) 「ケアする性——ケア労働をめぐるジェンダー規範」上野千鶴子・大熊由紀子・大沢真理・神野直彦・副田義也編『ケア その思想と実践② ケアすること』 岩波書店, 121-136
- 日本労働研究機構 (1999) 「ホームヘルパーの就業実態と意識—「ホームヘルパー就業意識調査」結果報告書—」『調査研究報告書』 独立行政法人労働政策研究・研修機構, No.119
- 日本労働研究機構 (2003) 「ホームヘルパーの仕事・役割をめぐる諸問題—ホームヘルパーの就業実態と意識に関する調査研究報告書—」『調査研究報告書』 独立行政法人労働政策研究・研修機構, No.153
- 大熊由紀子 (2010a) 『物語介護保険 上』 岩波書店
- 大熊由紀子 (2010b) 『物語介護保険 下』 岩波書店
- 岡村清子 (2003) 「介護労働とジェンダー——家政婦とホームヘルパーの統合化に向けて」『経済と社会 : 東京女子大学社会学会紀要』 東京女子大学社会学会, 31号 : 1-25
- 笹谷春美 (2000) 「伝統的女性職」の新編成——ホームヘルプ労働の専門性」木本貴美子・深澤和子編『現代日本の女性労働とジェンダー』 ミネルヴァ書房, 175-215
- 新村友季子 (2001) 「ホームヘルプ労働とアンペイド・ワーク——ホームヘルパー実態調査をもとに」『ジェンダー研究』 東海ジェンダー研究所, 3号 : 86-93
- 杉本貴代栄 (2005) 「労働のジェンダー分化と社会福祉」『社会文化研究』 社会文化学会, 8号 (0) : 22-37
- 竹中恵美子 (1998) 「家族責任とアンペイド・ワーク」竹中恵美子監修『共倒れから共立ち社会へ——前進させよう介護の社会化』 明石書店 : 13-35
- 田中由紀子 (2005) 「訪問介護における生活援助の役割」『生活福祉学科紀要』 京都女子大学家政学部生活福祉学科, 1 : 51-55
- 上野千鶴子 (1995) 「労働」概念のジェンダー化」上野千鶴子 (2002) 『差異の政治学』 岩波書店, 90-124
- 上野千鶴子 (2004) 「ヘルパーは『社会の嫁』か? (第2回講演, ケアの現在—制度と現実のはざま—)」『女性学連続講演会』 大阪府立大学女性学研究センター, 21-43
- 上野千鶴子 (2011) 『ケアの社会学——当事者主権の福祉社会へ』 太田出版
- 浦井基子 (2003) 「家庭の主婦からホームヘルパーへ——介護保険制度施行の前と後」『ジェンダー研究』 東海ジェンダー研究所, 6号 : 61-72
- 和田隆夫 (1999) 「ドイツ介護保険法における無償の介護者」『女性労働』 婦人労働研究会, No.24 : 92-99

【参照データベース】

朝日新聞クロスサーチ, <https://xsearch.asahi.com/>

ヨミダス歴史館, <https://database.yomiuri.co.jp/about/rekishikan/>